第百三十六条に次の二項を加える。

6　内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十七条の四から第五十七条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

一　実効マチュリティ（M）＝$\dfrac{\sum_{k=1}^{m} 実効EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k + \sum_{k=m+1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}{\sum_{k=1}^{m} 実効EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}$

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

df_kは、将来の期間t_kにわたるリスクフリー・レートによる割引率

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける期待エクスポージャー（ただし、EE_{t_0}はカレント・エクスポージャーとする。）

mは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_nのうち、一年を超えない最後の時点をt_mとしたときのm

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、満期の時点を超えない最後の時点をt_nとしたときのn

二　実効EE_{t_k}＝max（実効$EE_{t_{k-1}}$，EE_{t_k}）

実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー

7　前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

第百四十三条第五項中「から第五十七条の四まで」を「から第五十七条の四の六まで」に改める。

第二百二十一条中「その旨」の下に「及びその内容」を加える

第二百三十八条第二項中「から第五十七条の四まで」を「から第五十七条の四の六まで」に改める。

第二百五十六条第一項、第二百七十八条第一項、第二百八十七条第一項及び第二百九十四条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第三　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第七十六条の六」に改める。

第七十三条第一項中「から第七十六条まで」を「から第七十六条の六まで」に改め、同条第三項中「第七十六条」の下に「から第七十六条の六まで」を加え、「場合」を「場合には」に改め、同条第四項中「から第七十六条まで」を「から第七十六条の六まで」に改める。

第七十六条第二項を次のように改める。

2　標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第七十六条の三第十一号及び第百五十七条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EPEは第二号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号のΔt_kで加重平均した実効EPEを用いるものとする。

一　与信相当額＝α×実効EPE

αは、1.4（ただし、取引相手の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。）

二　実効EPE＝$\sum_{k=1}^{n}$実効$EE_{t_k} \times \Delta t_k$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

三　実効EE_{t_k}＝max（実効$EE_{t_{k-1}}$，EE_{t_k}）

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネッティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネッティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百五十七条第六項において同じ。）とする。

第七十六条に次の三項を加える。

3　標準的手法採用金庫は、前項第一号に規定するαについて、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計したαが一・二を下回るときは、αは一・二とする。

一　αが、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号のΔt_kで加重平均したEPEを用いるものとする。

EPE＝$\sum_{k=1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

二　すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三　経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四　経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4　標準的手法採用金庫は、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EE_{t_k}に代えて、EE_{t_k}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。